

唐津くんち民間協力トイレ事業 募集要項

1 事業の目的

唐津くんち期間中における観光客、曳子及び市民（以下「利用者」という。）の利便性向上、仮設トイレ周辺の混雑緩和及びまちなか回遊環境の改善を目的として、唐津くんち開催期間中にトイレを開放する民間家庭等を募集する。

本事業は、公共トイレ・仮設トイレを補完するものであり、協力者の安全、生活環境及び近隣環境を確保しながら、無理のない範囲で実施するものとする。

2 募集対象

唐津くんちの曳山巡行ルート周辺に所在し、既存の公共トイレ、仮設トイレから一定程度離れているなど、補完的役割が見込まれる市内の住宅、店舗兼住宅、事業所等の所有者又は管理者とする。

3 応募資格

応募できる者は、次の全てを満たす者とする。

(1) 所有・管理権限

対象トイレを所有、又は管理し、利用者への一時的な開放について必要な権限を有すること。

(2) 同意

同居家族、共有者及びその他の関係者（賃貸物件の場合にあっては、当該物件の所有者等を含む。）の同意を得ていること。

(3) 管理体制

開放時間中、協力者又は協力者が指定する者が連絡可能な状態にあること。

(4) 市との連絡

市、警備本部等との連絡体制を確保できること。

(5) ルール遵守

市が定める利用ルール、掲示方法、開放時間、報告事項等を遵守できること。

4 対象トイレの必須要件

対象となるトイレは、次の全てを満たすものとする。

(1) 立地・動線に関する要件

ア 利用者が比較的分かりやすく到達できる場所にあること。

イ 利用者の出入りにより、道路交通、歩行者通行、曳山巡行又は警備動線に著しい支障を生じないこと。

ウ 住宅内の生活空間をできる限り通らずに利用できること。

エ 居間、台所、寝室、子ども部屋等の私的空間が利用者から見えにくい構造であること。

オ 行列が発生した場合でも、隣家の敷地、車道、曳山運行ルート等に支障を及ぼしにくいこと。

(2) 防犯・プライバシーに関する要件

ア トイレの利用以外の住宅内への立入りを制限できること。

イ 利用者が立ち入る範囲を明確に区分できること。

ウ 貴重品、鍵、郵便物、個人情報に記載された物品等を利用者の目に触れない場所に保管できること。

エ 住宅内部の撮影禁止等のルールを掲示できること。

オ 開放時間外に誤って利用者が立ち入らないよう、閉鎖中である旨の表示、施錠等ができること。

(3) 設備・衛生に関する要件

ア 水洗トイレであること。

イ 便器、床、ドア、鍵、照明、換気、手洗い設備等に大きな不具合がないこと。

ウ トイレットペーパーを備え付けられること。

エ 手洗い用石けん、ハンドソープ等を設置できること。

オ 定期的な清掃できること。

カ 汚損、詰まり、水漏れ等が発生した場合に速やかに利用を停止できること。

(4) 安全性に関する要件

ア 利用者が通行する範囲に著しい段差、急階段、滑りやすい床、暗い通路等の危険箇所が少ないこと。

イ 利用者が誤って危険な場所へ入らないよう誘導又は表示ができること。

ウ 災害、事故、体調不良、トラブル発生時に、市又は関係機関へ連絡できること。

5 原則として対象外とするもの

次のいずれかに該当する場合は、原則として対象外とする。

(1) トイレまでの動線上において、居間、寝室、台所等の生活空間を通る必要がある住宅

(2) 住宅内のプライバシーを確保することが困難な住宅

(3) 家主が不在の状態で開放するもの

(4) 子どものみで対応する時間帯があるなど、防犯上の不安が大きいもの

(5) 狭い路地、車道沿い、曳山巡行ルートの直近など、行列又は滞留により危険が生じるおそれがあるもの

(6) 段差、階段、暗所、老朽化等により転倒等の事故が発生するおそれが高いものの

- (7) 浄化槽、排水設備、給排水管等に不安があるもの
- (8) 近隣住民の理解が得られないおそれが高いもの
- (9) 暴力団員又は暴力団関係者が所有、管理又は運営に関与するもの
- (10) その他、市が安全上、衛生上又は運営上適当でないと判断するもの

6 開放日時の要件

(1) 開放期間

原則として、唐津くんち開催期間中のうち、11月3日及び4日の2日間ともに開放すること。

(2) 開放時間

ア 開放時間は、原則として曳山の巡行時間中とする。

イ 夜間開放は、原則として実施しない。

ウ 開放時間外は、掲示物を取り外すこと。

エ 協力者は、自己の都合、混雑、汚損、事故、トラブル等により開放を継続することが困難な場合は、市へ連絡の上、開放を一時中止し、又は終了することができる。

7 利用対象者

唐津くんちを訪れる利用者を対象とする。ただし、次に該当する者については、協力者の判断により利用を断ることができる。

- (1) 著しく酒に酔っている者
- (2) 暴言、大声、威圧的な行為等により周囲に迷惑を及ぼす者
- (3) 住宅内の撮影、無断立入り、長時間滞在等を行う者
- (4) 喫煙、飲食、ごみの放置等の禁止行為を行う者
- (5) その他、安全・衛生・防犯上支障があると認められる者

8 協力者の主な役割

協力者は、次の事項に協力するものとする。

(1) トイレ開放

定められた日時に、対象トイレを利用者等に開放すること。

(2) 清掃

開放前、開放中の必要な時及び開放後に清掃を行うこと。

(3) 備品管理

トイレットペーパー、手洗い用品、消毒液等を適切に管理すること。

(4) 表示

市が指定する協力トイレの表示、利用ルール、開放時間等を掲示すること。

(5) 連絡

トラブル、事故、汚損、設備の故障、開放の中止等が発生した場合は、速やかに市へ連絡すること。

(6) 利用制限

危険又は迷惑行為がある場合、利用を断り、又は中止させること。

(7) その他

事業終了後、必要に応じて市が実施するアンケート等に協力すること。

9 協力金

協力者には、11月3日及び11月4日の2日間の開放に対する協力金として、合計3,000円を支払うものとする。

10 事前確認・審査

(1) 応募後、市は必要に応じて現地確認を行い、本要項に定める要件を満たしているかを審査する。

(2) 審査の結果、本要項に定める要件を満たさない場合又は安全上、衛生上若しくは運営上の支障があると市が判断した場合は、協力を依頼しないことがある。

11 選定基準

応募者が多数の場合は、立地並びに近隣の常設トイレ及び仮設トイレの設置状況等を勘案し、総合的に選定する。

12 個人情報の取扱い

応募により取得した氏名、住所、連絡先、家族構成に関する情報、設備の状況等は、本事業の実施、連絡、審査、緊急時の対応及び事業の検証の目的に限り使用する。

市は、法令等に定めがある場合を除き、協力者の同意なく、氏名、電話番号、住宅内部の情報等を第三者に提供し、又は公表しない。

13 事故・損害・トラブル対応

協力トイレの開放に伴い、利用者による便器、扉、鍵、床、壁その他設備の破損、汚損、詰まり若しくは水漏れ、備品の紛失、利用者若しくは近隣住民とのトラブル、その他協力者に損害又は負担が生じた場合であっても、市に法律上の損害賠償責任が認められる場合を除き、市は補償又は賠償の責任を負わないものとする。

利用者の故意又は過失により協力者に損害が生じた場合において、協力者が当該利用者に対して損害賠償を求めることを妨げない。ただし、市は、当該利用者の損害賠

償義務を保証するものではない。

市は、事故、損害、苦情、迷惑行為その他トラブルが発生した場合は、必要に応じて、状況確認、関係機関への連絡、利用中止の判断、警備本部等との連携その他可能な範囲で協力するものとする。

1 4 開放の中止・登録取消

市又は協力者は、次のいずれかに該当する場合は、開放の一時中止、又は登録を取り消すことができる。

- (1) 協力者の都合により開放が困難となった場合
- (2) 汚損、詰まり、水漏れ、設備故障等により利用が困難となった場合
- (3) 利用者による迷惑行為、危険行為、無断立入り等が発生した場合
- (4) 行列、騒音、ごみ、近隣住民からの苦情等により、開放の継続が困難となった場合
- (5) 事故又は事故のおそれが発生した場合
- (6) 曳山巡行、交通規制又は警備計画に支障が生じるおそれがある場合
- (7) 応募内容に虚偽があった場合
- (8) その他、市が安全上、衛生上又は運営上、開放の継続が適当でないと判断した場合